

農産物ブランド化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県農業の生産振興等を図ることを目的として、山梨県農畜産物販売強化対策協議会（以下「協議会」という。）が実施する消費宣伝活動等に関する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 県産農産物のブランド力強化と販売促進に関するもの
- (2) 「地産訪消」の取り組みに関するもの
- (3) 新たな実需者の開拓に関するもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、協議会が実施する前条に掲げる補助事業に必要な経費とする。

(補助率)

第4条 補助率については、1/2以内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする協議会は、規則第4条の規定により、県が別に定める期日までに補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、補助金の交付申請があったときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）を協議会に通知するものとする。なお、当該申請に係る書類の審査を行うにあたり、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金は、補助対象事業以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業に要する経費の配分及び内容等を変更（中止、廃止）する場合は、事業内容変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）により、知事の承認を受

けなければならない。

ただし、補助金額に変更を生じないで、補助事業の各事業経費間におけるいずれか低い額の20%以内の変更の場合はこの限りでない。

(補助金交付の方法)

第8条 補助金交付の方法は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは概算払いにより交付することができる。

2 前項の規定により、概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 協議会は当該事業が完了したときは、規則第12条の規定により、補助事業完了の日若しくは、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成31年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

3 富士の国やまなし農産物販売促進支援事業費補助金交付要綱は廃止する。